

平成23年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 5-2-16 住宅新築資金等貸付事業

【予算反映等改善事項】

事務の改善・効率化による未償還金の縮小を目的として、平成23年に作成した収納マニュアルに基づき事務を実施しております。過年度未償還者に対しては、7月より督促状を送付し、応答の無い未償還者には催告状の送付、自宅訪問、連帯保証人への完納指導依頼書の送付などを順次実施しております。

また、償還中であっても当初の償還計画より遅れている償還者に対しては、適宜増額交渉を行っております。

本貸付事業では、新たな未償還金の発生を防ぐため、現年度徴収率向上を第一目的としており、現年度徴収率は前年を上回っております。平成25年度以降も、本年度の成果を検証し引き続き事務の改善・効率化を進め、未償還金の縮小に努めて参ります。

尚、本貸付事業は平成33年度をもって当初の償還計画が終了となりますが、本年度開催されました担当者研修会において、国がどのような方針を考えているか、参加市町村より国土交通省住宅総合整備課に対し地方への配慮を要望したところ、様々な問題・課題等について、国としても地方の声を汲んで行きたいとの回答でありました。